

事 務 連 絡  
令和2年7月3日

(重要) 本事務連絡は、7月2日(木)に改正された、「新型コロナウイルス感染症を契機とした文化財修理事業等の補助率の加算措置について」周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県

文化財保護行政主管課 御中

文化庁文化資源活用課

文化財保存事業費関係補助金 補助要項等の改正について

標記の件につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により補助事業者が減収となり事業継続が困難な場合でも、事業を継続することができるよう、一定の要件により補助率の加算措置を行うよう、このたび文化財保存事業費関係補助金の補助要項等の改正を行いましたのでお知らせ致します。

なお、措置の詳細な内容につきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症を契機とした文化財修理事業等の補助率の加算措置について」をご参照ください。

(本件担当)

文化庁文化資源活用課総務係 福島、中野

〒100 - 8959

東京都千代田区霞が関 3-2-2

T E L : 03 - 5253 - 4111(代) 内線 2871, 2863

F A X : 03 - 6734 - 3820

E - m a i l : bnjo@mext.go.jp

## 新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率について

〔 令和 2 年 7 月 2 日  
文化庁長官裁定 〕

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項（平成9年7月11日文化庁長官裁定）、天然記念物再生事業費国庫補助要項（平成16年4月1日文化庁長官裁定）、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項（平成27年4月1日文化庁長官決定）、重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）、民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項（平成11年4月1日文化庁長官裁定）、重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項（令和元年12月13日文化庁長官裁定）において、別に定めるものとしている新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、下記のとおりとする。

### 記

補助事業者が地方公共団体以外の者で、令和2年1月から5月までの間に、新型コロナウイルス感染症の影響により、補助事業者の前年同月比の収入額より50%以上減少した月が存在しつつも、原則、事業を当初計画通り実行しようとする者について、特に必要と認められる場合の補助率は、標記要項に基づき算出した補助率に10%分（年間事業費の12分の6（令和2年1月から6月に相当する事業費）についての20%分）を加算した率とする。

特に必要と認められる場合とは、令和2年度に工事を行う事業（令和元年度補正予算の繰越事業を含む。）のうち、以下のいずれかに該当することを要件とする。

- （1）令和2年6月末時点で工事を着手している事業
  - （2）令和2年7月以降に工事を着工予定の事業（申請予定を含む。）のうち、劣化が著しく、来年度の着工を待つことができない事業
  - （3）令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等（以下「実態調査等」という。）により整備等が必要と判明した世界遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事等として行われる事業
- ただし、補助対象経費の85%を上限とする。

# 新型コロナウイルス感染症を契機とした文化財修理事業等の補助率の加算措置について

建造物、美術工芸品等の文化財修理事業や防災施設整備事業等について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により補助事業者が減収となり事業継続が困難な場合でも、事業を継続することができるよう、一定の要件により補助率の加算措置を行う。

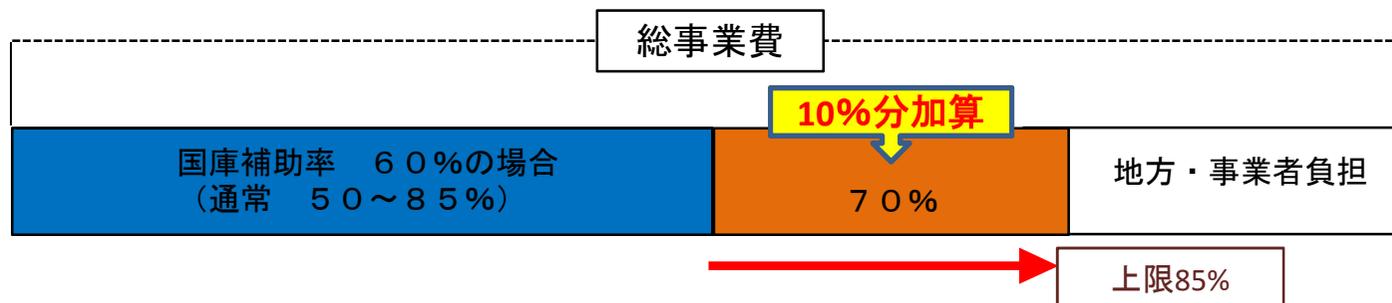
## 概 要

一定の要件(※)を満たせば10%分(年間事業費の12分の6(令和2年1月から6月に相当する事業費)についての20%分)の補助率の加算措置を行う。(補助率の上限85%)

### ※要件

- (1) 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金のうち、定率の事業。
- (2) 事業者が個人又は民間団体(営利法人を含む。)、且つ、令和2年1月から5月までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、事業者の前年同月比の事業収入が50%以上減少した月が存在する事業。
- (3) 今年度中に実施しないと補助事業に支障をきたす、以下のいずれかの事業
  - ① 昨年度来の事業又は今年度採択で着手済み事業
  - ② 今後の新規採択事業のうち、劣化が著しく、来年度の着工を待つことができない事業
  - ③ 令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等(以下「実態調査等」という。)により整備等が必要と判明した世界遺産、国宝(建造物)又は重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事等として行われる事業

(例)



## 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項

〔昭和54年5月1日〕  
〔文化庁長官裁定〕  
〔平成元年5月29日〕  
〔平成2年6月8日〕  
〔平成3年5月9日〕  
〔平成5年7月12日〕  
〔平成11年12月11日〕  
〔平成11年4月1日〕  
〔平成12年4月3日〕  
〔平成14年4月1日〕  
〔平成17年4月1日〕  
〔平成20年4月1日〕  
〔平成21年3月12日〕  
〔平成21年5月1日〕  
〔平成23年4月1日〕  
〔平成27年4月1日〕  
〔平成28年4月1日〕  
〔平成28年12月1日〕  
〔平成29年4月1日〕  
〔平成30年4月1日〕  
〔令和2年1月21日〕  
〔令和2年4月1日〕  
〔令和2年7月2日〕  
改 正

### 1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第35条第1項、第172条第5項及び第174条第3項の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理（別に定めるものを除く。）に要する経費、及び重要文化財の公開活用に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、重要文化財の所有者又は法第32条の2若しくは法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。ただし、3.（1）ウ（ア）から（ウ）については、文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）、3.（1）ウ（エ）については、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）も可とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする（これらの事業施工上必要な調査事業を含む。）。なお、（1）ア（ア）並びに（2）ア（ア）及び（イ）については、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から5ヶ年について収入増加が見込まれる場合、又は2. の補助事業者で保存活用地域計画若しくは保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。また、（1）ウ（イ）～（エ）については、保存活用計画を策定している場合についてのみ、補助対象となる事業とする。

#### （1）建造物

##### ア 修理事業

（ア） 解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理

（イ） 災害復旧工事

##### イ 管理事業

（ア） 警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事

（イ） 鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事

- (ウ) 耐震診断
- (エ) 災害復旧工事
- ウ 公開活用事業
  - (ア) 保存活用計画の策定
  - (イ) 重要文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備
  - (ウ) 重要文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備
  - (エ) 重要文化財建造物の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備

(2) 美術工芸品

ア 修理事業

- (ア) 修理（剥落、腐蝕防除工事等を含む。）
- (イ) その他保存のために必要なもの（保存箱、台座等）の新調及び修理工事
- (ウ) 災害復旧工事

イ 管理事業

- (ア) 建造物の管理事業に準ずる工事
- (イ) 美術工芸品を直接保護するための未指定建造物の屋根葺替、及び修理工事（保存庫を造った場合の経費の範囲内でなされる工事）
- (ウ) 免震台・免震装置設置工事
- (エ) 災害復旧工事

ウ 公開活用事業

- (ア) 保存活用計画の策定(策定後に修理事業を行うものに限る)

※ただし、特に認めたものに限る

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

なお、修理事業（災害復旧事業を除く）については、総事業費から修理が完了する翌年から5ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする。

(1) 修理・管理事業

①主たる事業費

ア 建造物

- (ア) 修理工事経費
- (イ) 防災工事経費
- (ウ) その他工事経費
- (エ) 情報発信経費
- (オ) 設計料及び監理料

イ 美術工芸品      ア に準ずる

②その他の経費

- (ア) 工事報告書印刷経費
- (イ) 事務経費

(2) 公開活用事業

①主たる事業費

ア 建造物

- (ア) 保存活用計画策定経費
- (イ) 建築工事経費、設備工事経費、環境整備費
- (ウ) 解説整備事業費
- (エ) 設計料及び監理料等

イ 美術工芸品

- (ア) 保存活用計画策定経費

②その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

(1) 補助事業者が地方公共団体又は営利法人以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。なお、美術工芸品の公開活用事業を建造物の公開活用事業と一体で行う場合には、下記にかかわらず、建造物の加算率を適用することができるものとする。

建造物の修理, 防災事業, 公開活用事業 美術工芸品の防災事業		美術工芸品の修理事業, 公開 活用事業	
事業規模指数	加算率	事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%	0.01以上 0.05未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%	0.05以上 0.2未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%	0.2以上 0.5未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%	0.5以上 1.0未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%	1.0以上 2.5未満	25%
3.5以上10.0未満	30%	2.5以上 5.0未満	30%
10.0以上	35%	5.0以上	35%

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{当該補助事業の施工年度数}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(ア) 当該補助事業の施工年度数

建造物の防災事業、公開活用事業、美術工芸品の修理、防災事業、公開活用事業  
国の会計年度に基づき全工期（事業期間）の年度数

建造物の修理事業

全工期（事業期間）の月数を12カ月で除した数を年度数とし、小数点以下の数字は1年度とする

(イ) 当該補助事業者の財政規模

法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

個人の場合

前年分の収入額

イ 次の(ア)から(イ)の事項については、アに該当する事業について、さらに、補助率の加算を行うことができる。

(ア) 同一会計年度内において、同一の補助事業者が2以上の補助事業を実施する場合には、それぞれの補助事業規模の財政規模に対する割合と2以上の補助事業規模の合算額の財政規模に対する割合と比べ補助率に5%以上の差が生じた場合には、その1つの補助事業に対し、5%を限度として補助率の加算を行うことができる。

(イ) 美術工芸品の修理事業にあつては、当該物件が文化庁長官の勧告等により国立博物館等に出品されている場合には、出陳期間に応じ、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

勧告・承認		寄託	
出陳期間	加算率	出陳期間	加算率
5年未満	5%	5年以上20年未満	5%
5年以上	10%	20年以上	10%

(2) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%と

する。

ア 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

イ 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

（3）補助事業者が、営利法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。

（4）補助事業が国有文化財に係るものであつて、当該補助事業者が管理団体である場合の補助率は、上記により算定した率が65%に満たない場合にあつては65%とする。

（5）当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は上記により算定した率が80%に満たない場合にあつては80%とする。

（6）補助事業が災害復旧事業等として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（7）補助事業者が令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等により整備等が必要と判明した世界文化遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（8）補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	ア. 建造物 (ア)修理工事経費	本工事費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む
			共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	
			旅 費 需用費	費用弁償 消耗品費 燃料費 修繕料 〇〇費	機械器具の修繕料
			役 務 費	保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料 〇〇費	
	主たる事業費		委 託 料	〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託	本工事の全部又は一部を委託する経費
			使用料及び賃借料	借料及び損料 〇〇損料	
			工事請負費	請 負 費	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合の経費 (契約によるもの)
			原 材 料 費	工事材料費 加工材料費 木 材 費 石 材 費 金属資材費 〇〇費	本工事に必要な原材料の購入費
			備品購入費	雑資材費	
		共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費			} 本工事費に準ずる  直営で工事施工する場合の技能員等経費
			給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
			共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む
			旅 費	費用弁償	

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	主たる事業費	(イ)防災設備工事経費	本工事費	給 報 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む		
				共 済 費	費用弁償 通信運搬費 火災保険料 手 数 料 〇 〇 費			
				旅 費 役 務 費	委託料 〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託		本工事の全部又は一部を委託する場合の経費	
				委 託 料	使用料及び賃借料 借料及び損料 〇 〇 損 料		工事に直接必要な建物、土地等の借上料	
				工 事 請 負 費	工 事 請 負 費		本工事の全部又は一部を請負で施工する場合の経費、移築工事、曳家工事等	
				原 材 料 費	工 事 材 料 費 加 工 材 料 費 木 材 費 石 材 費 〇〇資材費 雑 資 材 費		消火器、消防ポンプ車等 本工事費に準ずる	
				備 品 購 入 費	消 防 器 具			
				共 通 工 事 費 附 帯 工 事 費 補 償 費	補 償 金		立木伐採補償金 〇〇保証金	
				(ウ)その他工事経費 (エ)情報発信経費 (オ)設計料及び監理料	(ア)に準ずる 委 託 料		設 計 料 監 理 料	耐震診断を含む 耐震診断を含む
				人 件 事 務 費	(工事人件事務費 に準ずる)			修理工事における直営実施の場合の 技術者関係人件事務費
		イ. 美術工芸品 (ア)修理工事経費	絵画修理経費 〇〇修理費	給 報 職員手当等				
			共 済 費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇 〇 手 当 社会保険料				

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	主たる事業費	(イ)防災設備工事費 ア (イ) に準ずる (ウ)その他工事費 (エ)設計料及び監理料 ア (エ) に準ずる	旅 費 需 用 費  役 務 費  委 託 料 使用料及び賃借料  工事請負費 原 材 料 費	○○保険料 費 用 弁 償 修理用消耗品費 燃 料 費 ○ ○ 費 保 管 料 火災保険料 通信運搬費 手 数 料 ○ ○ 費 ○○調査費 借料及び損料 ○ ○ 損 料 請 負 費 諸 資 材 費	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む   工事に直接必要な建物、工具等の借上料  工事の一部又は全部を請負で施工する場合  必要に応じ定める

重要文化財（建造物・美術工芸品）修理・防災事業	事務経費 ア. 建造物 (ア)保存修理	事務費	給 報 職 員 手 当 等	与 酬	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	事業実施に伴う事務費で主たる経費以外の経費
			共 済 費	費	社会保険料 〇〇保険料	
			報 償 旅 需 用 費	費 費	〇〇謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 〇〇費	
			役 務 費	費	通信運搬費 手数料	
その他の経費	(イ)防災設備工事	事務費	委 託 料 使用料及び賃借料 備品購入費		借料及び損料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 修理専門委員等 連絡旅費、資材検収、関係文化財調査等 工事指導監督旅費 会計年度任用職員を含む 文具等短期間使用の物品（備品とならないもの） (会議費) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料  シ尿汲取料 写真撮影料、図化作成費(トレス原紙) 会場借料、プレハブ借上、自動車借上料 庁用備品の購入費 (工事完了後、売払い等の処分をすること)
			旅 需 用 費	費 費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 〇〇費	
			役 務 費	費	通信運搬費	
			旅 需 用 費	費 費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 〇〇費 通信運搬費	
	(ウ)その他の工事 (エ)情報発信 イ. 美術工芸品	事務費	旅 需 用 費	費 費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 〇〇費 通信運搬費	文具等 写真焼付  本工事以外のもの  報告書(特に認めた場合に限る)、写真焼付等
			役 務 費	費	通信運搬費	
			旅 需 用 費	費 費	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 〇〇費 通信運搬費	
			役 務 費	費	通信運搬費	

重要文化財公開活用事業	主たる事業費	ア. 建造物 (ア) 保存活用計画策定経費	計画策定経費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料 調査謝金 打合会出席謝金 原稿執筆謝金 〇〇謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 印刷製本費 消耗品費 会議費 〇〇費 通信運搬費 写真焼付料 手数料 〇〇費	会計年度任用職員を含む
				共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 費	測量費 図面作製費 〇〇委託費 借料及びび損料	
		(イ) 建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本工事費	使用料及び賃借料 給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料 費用弁償 消耗品費 燃料費 修繕料 〇〇費 保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料	計画策定の全部又は一部を委託する経費 地上実測、航空写真実測等 図化費 会場借上料等 危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む 機械器具の修繕料 運搬料
				共 済 費 旅 費 需 用 費 役 務 費		

重 要 文 化 財 公 開 活 用 事 業	主 た る 事 業 費	(ウ)解説設備事業経費	共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費	委託費	〇〇費 〇〇測量委託 〇〇調査委託 〇〇試験委託 〇〇委託費	本工事の全部又は一部を委託する経費
				使用料及び賃借料	借料及び損料	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料
				工事請負費	請負費	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの)
				原材料費	工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 〇〇費 雑資材費	本工事に必要な原材料の購入費
				備品購入費		わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費(工事完了後、売払い等の処分をすること)
				共通工事費		本工事費に準ずる
				附帯工事費		本工事費に準ずる
				工事人件事務費		
				給報職員手当等	与酬 時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
				共済費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
旅費	費用弁償	会計年度任用職員を含む				
給報職員手当等	与酬 時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当					
共済費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る				
報償費	原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金					
旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	会計年度任用職員を含む				
使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料					

重要文化財公開活用事業	主たる事業費	(エ)設計料及び監理料等	委託費	役務費 委託費 請負費 備品購入費 需用費 委託費 報償費 旅費	○○借料 ○○損料 通信運搬費 現像焼付料 ○○委託費 消耗品費 印刷製本費 その他需用費 設計料 監理料 翻訳・監修料 技術指導謝金 ○○謝金 普通旅費	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費 原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費
	イ.美術工芸品 (ア)保存活用計画策定経費 (イ)解説整備事業経費 (ウ)設計料及び監理料等 ア(ア)(ウ)(エ)に準ずる	技術指導料				
その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費 委託費 使用料及び賃借料	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 ○○費 通信運搬費 手数料 ○○委託料 借料及び損料	事業実施に伴う事務費で主たる事業費以外の経費 連絡旅費等 指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品としないもの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料 郵便料等 写真撮影料、図化作成費(トレース原紙) 会場借料等	

## 登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項

平成9年7月11日  
文化庁長官裁定  
平成10年11月20日  
平成12年4月3日  
平成14年4月1日  
平成17年4月1日  
平成20年4月1日  
平成30年4月1日  
令和2年4月1日  
令和2年7月2日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第57条の規定により登録された有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費及び登録有形文化財建造物の公開活用に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

3.（1）についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

3.（2）のアからエについての補助事業者は、登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認めるその他の法人又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。3.（2）のオについては、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く）とする。

### 3. 補助対象事業

#### （1）保存修理に係る設計監理事業

①補助対象となる事業は、次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業とする。

ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの

イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの

ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの

②補助事業の内容は、次に掲げる登録有形文化財建造物の修理工事又はこれにともなう建物附属設備の設置改修工事に係る設計監理事業（これらの工事施工上必要となる事前調査等の事業を含む。）とする。なお、ア（ア）については、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から5ヶ年について収入増加が見込まれる場合、又は2.の補助事業者で保存活用地域計画若しくは保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。

ア 修理工事

（ア）解体修理、半解体修理、屋根葺替、外観（これとともに価値を形成する内部を含む。）の部分修理、塗装修理、構造補強等

（イ）上記の災害復旧工事

イ 建物附属設備の設置改修工事

（ア）空調設備、給排水設備、電気設備、警報設備、消火設備、避難設備、避雷設備、防犯設備等で、建造物に密接に係わる諸設備の設置及びそれらの改修工事

（イ）覆屋、保護柵、擁壁等、建造物の保存に必要な施設の設置及び改修工事

（ウ）上記の災害復旧工事

#### （2）公開活用事業

登録有形文化財建造物の公開活用に係る事業とする。なお、イ～オについては、保存活用計画を策定している場合についてのみ、補助対象となる事業とする。

ア 保存活用計画の策定

イ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する設備（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの（内装を含む。））の整備

ウ 登録有形文化財建造物の公開活用に資する付属施設（便益、展示及びこれに伴う管理に供するもの）の整備

エ 登録有形文化財建造物の公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事

オ 登録有形文化財の公開活用に資する案内設備・情報機器の整備



(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
保存修理に係る設計監理事業	主たる事業費	設計料及び監理料	ア.基本設計料	直接人件費	直接人件費	設計監理の業務に直接たずさわる者の人件費
				直接経費	需用費 役務費	業務に必要な印刷製本，複写，消耗品費等 業務に必要な通信運搬費，手数料等
				間接経費	諸経費	業務管理費，一般管理費等
				技術料	技術料	業務において発揮される技術力等の報酬料
				特別経費	〇〇調査，〇〇試験委託費	修理設計，構造設計，設備設計作製に必要な特殊な調査及び試験の委託料
					技術指導料	文化庁の承認を得た者の技術的指導に係る経費
					写真撮影費	専門家による建築写真撮影費
					〇〇使用料	特許使用料，電子計算機使用料及び機械器具損料，会場使用料等
					仮設経費	実測等各種調査及び監理に必要な仮設経費
					工事報告書作成経費	工事報告書作成に係る経費
					出張旅費	文化財修理の特殊性により生ずる通常業務以外に必要な旅費，日当，宿泊費
					報償費	委員会委員謝金，原稿執筆謝金等
		イ.実施設計料	アに準ずる			
		ウ.監理料				
	その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費 委託料	普通旅費 特別旅費 消耗品費 通信運搬費	郵便，電信電話料，収入印紙代等 写真撮影料，図化作成費等

公開活用事業費	主たる事業費	(7)保存活用計画策定経費	計画策定経費	給与 報酬 職員手当等  共済費  報償費  旅費  需用費  役務費  委託費  測量費 図面作製費 ○○委託費 使用料及び賃借料	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 社会保険料 ○○保険料 調査謝金 打合会出席謝金 原稿執筆謝金 ○○謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 印刷製本費 消耗品費 会議費 ○○費 通信運搬費 写真焼付料 手数料 ○○費  測量費 図面作製費 ○○委託費 借料及び損料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る  委員会等の外部委員  会計年度任用職員を含む  計画策定の全部又は一部を委託する経費 地上実測，航空写真実測等 図化費  会場借上料等
		(1)建築工事経費 設備工事費 環境整備費	本工事費	給与 報酬 職員手当等  共済費  旅費  需用費  役務費  委託費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 社会保険料 ○○保険料 費用弁償 消耗品費 燃料費 修繕料 ○○費 保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料 ○○費 ○○測量委託 ○○調査委託	危険な作業を伴う等特別な場合に限る  会計年度任用職員を含む  機械器具の修繕料  運搬料  本工事の全部又は一部を委託する経費

公 開 活 用 事 業	主 た る 事 業 費	(カ)解説整備事業経費	共通工事費	使用料及び賃借料	〇〇試験委託 〇〇委託費 借料及び損料 〇〇損料 請負費	工事に直接必要な建物、土地の借上料 器具損料、自動車借上料 本工事の全部又は一部を請負で施工する場合（ 契約によるもの） 本工事に必要な原材料の購入費
			附帯工事費	工事人件事務費	原材料費	
				備品購入費		わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 機械器具等の購入費（工事完了後、売払い等の処分すること）
				給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	本工事費に準ずる
				共済費	社会保険料 〇〇保険料	本工事費に準ずる
				旅費	費用弁償	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 会計年度任用職員を含む
			解説整備事業費	給与 報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
				共済費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
				報償費	原稿執筆謝金 翻訳謝金 〇〇謝金	
				旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	会計年度任用職員を含む
				使用料及び借料	会場借料 自動車等借上料 〇〇借料 〇〇損料	
				役務費	通信運搬費	

		(エ)設計料及び監理料等	技術指導料	委託費 請負費 備品購入費 需用費  委託費 報償費  旅費	現像焼付料 ○○委託費  消耗品費 印刷製本費 その他需用費  設計料 監理料 翻訳・監修料 技術指導謝金  ○○謝金 普通旅費	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費 原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費
	その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費  役務費 委託費 使用料及び賃借料	普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費  光熱水料 ○○費 通信運搬費 手数料 ○○委託料 借料及び損料	事業実施に伴う事務費で主たる事業費以外の経費 連絡旅費等 指導監督旅費 文具等短期間使用の物品(備品とらないもの) 工事報告書及び小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料  郵便料等  写真撮影料、図化作成費(トレース原紙) 会場借料等

## 天然記念物再生事業費国庫補助要項

平成16年4月1日  
文化庁長官裁定  
平成17年4月1日  
平成20年4月1日  
令和2年4月1日  
令和2年7月2日  
改 正

### 1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条の規定により指定された天然記念物の保護及び再生事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、天然記念物の所有者又は地方公共団体とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、生息・生育環境の復元、増殖等による回復を図り、文化庁が対象とする天然記念物の保護及び再生に万全を期するために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 給餌
- (2) 増殖施設、保護収容施設の整備
- (3) 病虫害駆除
- (4) 施肥等樹勢回復
- (5) 遷移の中断、促進及び正常化
- (6) 生息・生育環境の維持・復元のための事業
- (7) その他天然記念物の再生に必要と認める事業

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

- (1) 主たる事業費
  - ア 給餌・施肥等経費
  - イ 保護増殖等施設整備経費
  - ウ 保護増殖機器・機材購入経費
  - エ 病虫害駆除等経費
  - オ 環境維持・復元事業経費
  - カ 調査経費
- (2) その他の経費
  - 事務経費

### 5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあつては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。
- (3) 補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別 紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
天然記念物再生事業	主たる事業費	天然記念物再生事業費	給 与 報 酬 職員手当等  共 済 費 報 償 費 旅 費  需 用 費  役 務 費  委 託 料  使用料及び賃借料  工事請負費 原 材 料 費 備品購入費	時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当  ○○報償費 費 用 弁 償 普 通 旅 費 特 別 旅 費 消 耗 品 費 燃 料 費 光 熱 水 料 修 繕 料 飼 ( 餌 ) 料 ○ ○ 料 保 管 料 通 信 運 搬 費 手 数 料 ○ ○ 料 ○○調査委託 ○○委託 ○○研究委託 設計監理費 ○○借上損料 ○○損料 ○○借上 請 負 費	謝金等 会計年度任用職員を含む  獣医・専門家等招へい、派遣  輸送料 動物治療費  (育すう器、孵卵器、環境計測機器等、特に必要と認める場合に限る)
	その他の経費	事務経費	事務費	旅 費  需 用 費  役 務 費  使用料及び賃借料	普通旅費 特別旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 手数料 借料及び損料

## 重要有形民俗文化財修理・防災事業費国庫補助要項

昭和54年5月1日  
文化庁長官裁定  
平成元年5月29日  
平成2年6月8日  
平成3年5月9日  
平成10年11月20日  
平成17年4月1日  
平成20年4月1日  
平成30年4月1日  
平成31年4月1日  
令和2年4月1日  
令和2年7月2日  
改正

### 1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第83条の規定に基づき、重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、重要有形民俗文化財の所有者又は管理団体とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業の施行上必要な調査事業を含む。）とする。なお、（2）ア及びイについては、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から5ヶ年について収入増加が見込まれる場合、又は2. の補助事業者で保存活用地域計画若しくは保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。

#### （1）管理事業

- ア 火災警報設備、消火設備、避雷設備、防盜防犯設備の設置工事
- イ 鳥虫害防除工事
- ウ 災害復旧工事

#### （2）修理事業

- ア 解体修理、屋根葺替、塗装修理、移築修理、その他保存のために必要な修理工事
- イ 腐蝕等防除及び保存箱の新調並びに修理工事
- ウ 災害復旧工事

#### （3）保存活用計画の策定（ただし、策定後に修理・防災事業を行うものに限る。）

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

なお、修理事業（災害復旧工事を除く）については、総事業費から修理が完了する翌年から5ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする。

#### （1）主たる事業費

- ア 修理工事及び附帯工事経費
- イ 防災設備工事経費
- ウ 情報発信経費
- エ 設計料及び監理料
- オ 保存活用計画策定経費

#### （2）その他の経費

- ア 報告書印刷経費（特に必要と認める場合に限る。）
- イ 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- (1) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。
- (2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。
- (3) 補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。
- (4) 補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
重要有形民俗文化財修理・防災事業	修理工事及び附帯工事費  防災設備工事費 （鳥害虫等防除費）  情報発信経費  設計料及び監理料  保存活用計画策定経費	重要有形民俗文化財修理工事    重要有形民俗文化財防災工事			重要文化財修理、防災事業費 国庫補助要項別紙に準ずる
	事務経費	事務費			重要文化財修理、防災事業費 国庫補助要項別紙に準ずる

## 民俗文化財伝承・活用等事業費国庫補助要項

平成11年4月1日  
文化庁長官裁定  
平成17年4月1日  
平成20年4月1日  
平成23年4月1日  
令和2年4月1日  
令和2年7月2日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第85条、第87条、第91条の規定等に基づき、民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体又は所有者若しくは保護団体（保存会等）等とする。ただし、3の（1）オ、キの事業については、指定文化財を所蔵する博物館・資料館及び所在の地方公共団体とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし補助対象となる（1）のエ及びカの事業は、保護団体（保存会等）が行う事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業を原則とし、また（2）（3）の事業は、地方公共団体が行う事業を原則とする。

#### （1）重要有形・無形及び登録有形民俗文化財伝承基盤整備事業

ア 重要無形民俗文化財の施設の修理・防災事業

イ 重要無形民俗文化財の用具の修理・新調事業

ウ 重要無形民俗文化財の施設・用具の災害復旧事業

エ 重要無形民俗文化財の伝承者養成事業

オ 重要有形民俗文化財の使用法等の復元・調査事業

カ 重要無形民俗文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開事業

キ 登録有形民俗文化財の保存箱等の修理・新調、資料整備事業

#### （2）無形民俗文化財伝承事業

ア 無形民俗文化財の周知事業

イ 無形民俗文化財の伝承教室・講習会・発表会開催事業

#### （3）無形民俗文化財活用事業

ア 文書、写真、採譜資料等による記録作成、刊行事業

イ 録音、映像等の製作事業

### 4. 補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別紙のとおりとする。

#### （1）主たる事業費

ア 施設の修理・防災経費

イ 用具の修理・新調事業

ウ 伝承者養成経費

エ 指定文化財の使用法等の復元・調査経費

オ 現地公開経費

カ 保存箱等の修理・新調、資料整備経費

キ 周知経費

ク 伝承教室・講習会・発表会開催経費

ケ 記録作成、刊行経費

コ 録音、映像等の製作経費

#### （2）その他の経費

事務経費

### 5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

（1）当分の間、3の（3）の補助事業者が、沖縄県内に所在する地方公共団体にあつては、補助対象経費の5分の4とする。

（2）当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政

需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。  
 (3)補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
民俗文化財 伝承・活用等 査事業	修理・防災経費	(1)修理・防災	重要文化財・修理、防災事業 費国庫補助要項別紙に準じる		同要項別紙のうち建造物に係る経費に限る
	修理・新調経費	(2)修理・新調	共 済 費 報 償 費	〇〇 保 険 委員等出席謝金 講師等指導謝金 原稿執筆・資料作成等謝金	危険作業を伴うなど特に必要な場合に限る 事業計画・実施のための委員会等
	伝承者養成経費	(3)伝承者養成		原稿・資料等整理謝金 受講者手当 〇〇 謝 金	伝承者養成事業に限る
	指定文化財の使用法等の復元・調査経費	(4)復元・調査			
	現地公開経費	(5)現地公開	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	会場整理・資料整理等
	保存箱等の修理・新調、資料整備経費	(6)保存箱等の修理・新調、資料整備	旅 費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	
	周 知 経 費	(7)周 知	需 用 費	修 繕 料 印刷製本費	修理事業の場合及び伝承用の楽器・用具等で特に必要な場合に限る 文書資料、解説書、ポスター、チラシ、パンフ、テキスト、マニュアル等
	伝承教室・講習会・発表会開催経費	(8)伝承教室・講習会・発表会	請 負 費 設 計 料 監 理 料 役 務 費	会 議 費 消 耗 品 費 会 場 設 営 費 食 料 費 請 負 費 通 信 運 搬 費 現 像 焼 付 料 手 数 料	発表会の出演者弁当代に限る
	文書、写真及び採譜資料等による記録作成、刊行経費	(9)記録作成	備 品 購 入 費	会 場 借 料 自 動 車 等 借 上 料 土 地 ・ 用 具 等 借 料 〇〇借料・損料	新調事業の場合及び復元・伝承・現地公開で特に必要な場合に限る
	録音、映像等の製作経費	(10)録音、映像等製作	委 託 費	〇〇委 託 費	舞台設営、映像・録音記録等で特に必要な場合に限る
		負担金・補助金・交付金	〇〇現地公開補助金等	現地公開事業の一部または全部を保護団体への補助事業等として実施する場合	

	その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費	普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 会議費 印刷製本費 現像焼付費 通信運搬費	事務連絡旅費 指導監督旅費  修理報告書
--	--------	------	-----	------------------	--	-------------------------------

## 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項

平成27年4月1日  
文化庁長官決定  
平成30年4月1日  
令和2年4月1日  
令和2年7月2日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費について、法第118条、法第120条及び法第172条の規定に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、第132条の規定により登録された登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

併せて、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等（以下「歴史の道」という。）とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

その他、城の石垣や古墳の石室（以下「石垣等」という。）の災害時の崩落等の被害からの復旧を目的として、その調査を行うために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 史跡等総合活用整備事業

補助事業者は、史跡等の所有者又は法第113条及び法第172条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人若しくは文化庁長官が相当と認める団体とする。

#### (2) 登録記念物活用整備事業

補助事業者は、登録記念物の所有者又は法第133条の規定により登録記念物の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。

#### (3) 歴史の道活用整備事業

補助事業者は、地方公共団体とする。

#### (4) 石垣等調査事業

補助事業者は、地方公共団体とする。

#### (5) (1)～(3)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業

(1)～(3)の補助事業者とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等、登録記念物、歴史の道又は石垣等の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。なお、(1)①及び(2)①（ただし、復旧（保存修理）に係る設計管理に限る。）、(3)①については、地方公共団体が補助事業者で修理が完了する翌年から5ヶ年について収入増加が見込まれる場合、又は2.の補助事業者で保存活用地域計画若しくは保存活用計画で具体的な活用方策が記載されている場合、優先採択等の措置を講じる。また、(1)②（ただし、イを除く。）及び③、(2)①（ただし、環境整備等に必要な工事に係る設計管理に限る。）並びに(3)②については、保存活用計画を策定している場合についてのみ、補助対象となる事業とする。

#### (1) 史跡等総合活用整備事業

##### ① 復旧（保存修理）

ア 旧宅、城郭等の建築物、石垣等の復旧工事

- イ 庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事
- ウ 古墳等の盛土、石積等の工事
- エ その他史跡等の保存上必要な復旧工事

② 環境整備

- ア 史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、雑木・雑草の除去、張芝
- イ 史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事
- ウ 史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事
- エ 史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等便益施設等工事
- オ ア～エで設置した施設等の改修

③ 活用施設

- ア 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元
- イ 史跡等の全体像を認識できるような模型等の製作や復元的整備
- ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置
- エ 史跡等の野外観測等のための施設の設置
- オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置
- カ ア～オで設置した施設等の改修

④ 防災対策

- ア 史跡等の重要な構成要素をなす建造物・復元建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置
- イ 史跡等の重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断

⑤ 上記の災害復旧

⑥ 上記工事等の実施に必要な措置

- ア 史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量
- イ 整備基本計画の策定
- ウ 基本設計、実施設計、工事実施のための施工監理
- エ 工事等報告書の作成

(2) 登録記念物活用整備事業

① 設計監理

登録記念物の復旧（保存修理）、環境整備等に必要な工事（上記（1）①～⑤に掲げるものと同様の工事）に係る設計監理

② 保存施設

登録記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

③ 上記の実施に必要な措置

- ア 登録記念物及びその周辺地における遺構調査、測量
- イ 工事等報告書の作成

(3) 歴史の道活用整備事業

① 復旧（保存修理）

- ア 道の補修、石畳・雁木・石積・橋梁等道の構造の復元整備工事及び並木の復元等、道自体に関わる整備工事
- イ 本陣、茶屋・関・一里塚・宿場等道に関連する遺跡の復元整備工事

② 環境整備

歴史の道の情報発信設備、休憩施設、便所等便益施設等工事、歴史の道の管理に必要な標識、説明板の設置工事

③ 防災対策

- ア 警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備の設置工事又は病虫害の防除等の措置
- イ 耐震診断

④ 上記の災害復旧

⑤ 上記工事等の実施に必要な措置

- ア 歴史の道及び周辺地における遺構調査、測量
- イ 基本設計実施設計、工事実施のための施工監理

ウ 工事等報告書の作成

(4) 石垣等調査事業

- ① 石垣等及び周辺地における遺構調査、測量
- ② 調査報告書の作成

(5) (1)～(3)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業

- ① 公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業
- ② 史跡等を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の普及・啓発事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

なお、総事業費から修理が完了する翌年から5ヶ年における収入増加見込額の合計額を除いた額を補助対象経費とする（防災対策及び災害復旧を除く）。

(1) 主たる事業費

- ア 復旧、修理及び整備工事経費
- イ 遺構等調査並びに測量及び図化経費
- ウ 環境整備工事経費
- エ 防災設備等工事経費
- オ 計画策定経費・設計及び監理に要する経費
- カ 工事等報告書印刷経費
- キ 広報・資料作成及び配信等に要する経費
- ク 体験学習会等に要する経費

(2) その他の経費

- ア 事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- (1) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。
- (2) 補助事業者が個人である場合における補助金の額は、補助対象経費の70%とする。
- (3) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。
- (4) 当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。
- (5) 補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

(別紙)

	名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明																															
歴 史 活 き 活 き ！ 史 跡 等 総 合 活 用 整 備 事 業	主 た る 事 業 費	復旧、修理及び整備工事経費	本 工 事 費	給 報 職 員 手 当 等	時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇〇手 当																																
		遺構等調査並びに測量及び図化経費					共 済 費	社会保険料 〇〇保 険料	普通旅費 特 別 旅 費 費 用 弁 償 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 燃 料 費 光 熱 水 料 通 信 運 搬 費 手 数 料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る																											
		環境整備工事経費									旅 費	費用弁償 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 燃 料 費 光 熱 水 料 通 信 運 搬 費 手 数 料	会計年度任用職員を含む																								
		防災設備等工事経費												需 用 費	印刷製本費 燃 料 費 光 熱 水 料 通 信 運 搬 費 手 数 料	工事報告書等印刷																					
		計画策定経費															役 務 費	通信運搬費 手 数 料																			
		設計及び監理に要する 経費																		委 託 料	計画策定費 設 計 監 理 費 〇〇試 験 委 託 〇〇調 査 委 託 〇〇測 量 委 託 〇〇委 託	整備基本計画策定 基本設計、実施設計、施工管理 事前遺構調査委託															
		工事等報告書作成経費																					使 用 料 及 び 賃 借 料 工 事 請 負 費 原 材 料 費	借料及び損料 〇〇請 負 費 工 事 材 料 費	機械器具損料、自動車借上料 工事の一部又は全部を請負で施工する場合の経費												
																										報 償 費	〇〇活 用 整 備 委 員 謝 金 〇〇調 査 委 員 謝 金	整備事業専門技術指導 事前遺構調査委嘱の場合の謝金									
		広報・資料作成及び配 信等に要する経費																											報 償 費	教材作成謝金 原 稿 執 筆 謝 金							
																																旅 費	教材等作成費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費				
																																			需 用 費	印刷製本費	
体験学習会等に要する 経費	給 報 職 員 手 当 等	時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇〇手 当																																			
				共 済 費	社会保険料																																

				報償費  旅費 使用料及び賃借料 役務費  委託料 工事請負費 需用費  備品購入費	○○保険料 講師等謝金 原稿執筆謝金 会場整理等謝金  ○○借上 通信運搬費 保険料 手数料 ○○委託費 ○○請負費 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
	事務経費	事務費	旅費  需用費  役務費  使用料及び賃借料	普通旅費 特別旅費 消耗品費 食糧費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 手数料 借料及び損料	連絡旅費 指導監督旅費  工事報告書等印刷  会場借料	
	その他の経費					

## 重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項

〔令和元年12月13日〕  
〔文化庁長官裁定〕  
〔令和2年4月1日〕  
〔令和2年7月2日〕  
改 正

### 1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第35条第1項、第83条、第118条、第120条、第141条第3項、第146条及び第172条第5項の規定に基づき、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区（以下「重要文化財等」という。）の管理に要する経費並びに古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等（以下「歴史の道」という。）の管理に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、所有者又は法第32条の2、第80条、第113条若しくは第172条の規定により重要文化財等の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。ただし、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区及び歴史の道の補助事業者は地方公共団体とする。また、3.（2）については、重要文化財（美術工芸品）の所有者が地方公共団体である場合を除く。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする（これらの事業施工上必要な調査事業を含む。）。ただし、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区の事業については、地方公共団体が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し地方公共団体がその経費を補助する事業とする。

#### （1）防災施設

- ア 消火施設、避雷施設、警報施設、防盜・防犯施設の設置工事（土木・建築工事であって、施設と一体的に整備されるものに限る。）
- イ 火除地設定、消防道路設置、防災倉庫等設置、保護柵設置、覆屋（保存庫を含む。）設置（増、改築を含む。）、防火壁、擁壁、排水施設の設置工事
- ウ 耐震対策工事
- エ 災害復旧工事

#### （2）保存活用施設（重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財に限る。）

- ア 耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事（増改築を含む。）
- イ アに伴い、一体的に整備される展示設備、解説用設備の設置工事等
- ウ アに伴い、一体的に整備される温湿度調整設備工事、擁壁、排水施設工事等
- エ 災害復旧工事

### 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

#### （1）防災施設

- ① 主たる事業費
  - ア 防災工事経費
  - イ 耐震対策工事経費
  - ウ その他工事経費
  - エ 設計料及び監理料
  - オ 間接事業経費
- ② その他の経費
  - ア 工事報告書印刷経費
  - イ 事務経費

#### （2）保存活用施設

- ① 主たる事業費

- ア 建設工事費
- イ 防災施設工事費
- ウ その他工事費
- エ 設計料及び監理料

② その他の経費

- ア 工事報告書印刷経費
- イ 事務経費

5. 補助金の額

(1) 補助事業者が地方公共団体又は営利法人以外の者である場合の補助率は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

ア 重要文化財及び重要有形民俗文化財の事業については、当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次の表に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。ただし、3.(2)保存活用施設については、事業費のうち、対象文化財の収蔵に最小限必要な平面積(基準面積)分の施設建設費について補助率の加算を行うことができる。

事業規模指数	加算率
0.1以上 0.2未満	5%
0.2以上 0.3未満	10%
0.3以上 0.6未満	15%
0.6以上 1.5未満	20%
1.5以上 3.5未満	25%
3.5以上10.0未満	30%
10.0以上	35%

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{(補助対象となる総事業費} \div \text{当該補助事業の施工年度数)}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

(ア) 当該補助事業の施工年度数

国の会計年度に基づき全工期(事業期間)の年度数

(イ) 当該補助事業者の財政規模

法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

個人の場合

前年分の収入額

イ 重要文化財及び重要有形民俗文化財の事業(重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業を含む。)については、同一会計年度内において、同一の補助事業者が2以上の補助事業を実施する場合には、それぞれの補助事業規模の財政規模に対する割合と2以上の補助事業規模の合算額の財政規模に対する割合と比べ補助率に5%以上の差が生じた場合には、その1つの補助事業に対し、5%を限度として補助率の加算を行うことができる。

ウ 史跡名勝天然記念物の事業については、当該補助事業者が個人である場合の補助率は補助対象経費の70%とする。

(2) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。

ア 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市に

あつては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

イ 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。ただし、史跡名勝天然記念物及び歴史の道の事業については除く。

（3）当該補助事業者が、営利法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。

（4）補助事業が国有文化財に係るものであつて、当該補助事業者が管理団体である場合の補助率は、上記により算定した率が65%に満たない場合にあつては65%とする。ただし、史跡名勝天然記念物の事業については除く。

（5）当分の間、沖縄県内において行われる補助事業に対する補助率は上記により算定した率が80%に満たない場合にあつては80%とする。

（6）補助事業が災害復旧事業等として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（7）補助事業者が令和元年9月2日付け元文庁第793号による依頼に基づく実地調査等により整備等が必要と判明した世界文化遺産、国宝（建造物）又は重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火施設・設備の設置工事として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

（8）補助事業者が新型コロナウイルス感染症の影響により収入額が減少した場合の補助率は、別に定めるものとする。

## 6. 経過措置

令和元年度以前から他の国庫補助要項に基づき継続している事業のうち、本国庫補助要項に基づき事業を実施することに伴い補助率が変更する場合は、事業着手（補助率の再計算を含む。）から5年以内であれば、前年度の補助率を適用するものとする。ただし、事業着手（補助率の再計算を含む。）から5年を超えたものについては、再度補助率の見直しを行うものとする。



			<p>人件事務費</p> <p>技術指導料</p> <p>間接補助事業費</p> <p>本工事費</p> <p>共通工事費 附帯工事費</p>	<p>委託料</p> <p>給 与 報 酬 職員手当等</p> <p>共 済 費 旅 費 技術指導料</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p> <p>給 与 報 酬 職員手当等</p> <p>共 済 費 需 用 費 役 務 費 委 託 料</p> <p>使用料及び貸借</p> <p>工事請負費 原 材 料 費</p> <p>本工事費に準ずる</p>	<p>設 計 料 監 理 料</p> <p>(一般職)給料 時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当</p> <p>費 用 弁 償 技術指導料</p> <p>時間外手当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当</p> <p>労 災 保 険 〇 〇 保 険 消 耗 品 費 燃 料 費 修 繕 料 〇 〇 費 保 管 料 通 信 運 搬 費 手 数 料 〇 〇 費 〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託 〇 〇 委 託 借 料 及 び 損 料 〇 〇 損 料 請 負 費 工 事 材 料 費 加 工 材 料 費 木 材 費 石 材 費 〇〇資材費 雑 資 材 費</p>	<p>直営で工事施工する場合の技能員等経費</p> <p>寒冷地手当、期末勤勉手当、超過勤務手当、退職手当</p> <p>会計年度任用職員を含む</p> <p>ア～エの事業を補助事業として実施する場合</p> <p>本工事費支弁の労務者に対する事業主負担の保険料</p> <p>機械器具の修繕料</p> <p>材料保管料、対象文化財保管料 運搬料、対象文化財運搬料</p> <p>埋蔵文化財包蔵地事前調査等</p>
	<p>オ 間接事業経費</p> <p>(2) 保存活用施設 ア 建設工事費</p>					
	<p>イ 防災設備工事費</p> <p>ウ その他工事費</p>					アに準ずる

		工 設計料及監理料	委 託 料	委 託 料	設 計 料 監 理 料	
	そ の 他 の 経 費	事務経費	事 務 費	委 託 料 旅 費 需 用 費 役 務 費 使用料及び賃借料	不動産鑑定料 普通旅費 特別旅費 消耗品費 印刷製本費 〇 〇 費 通信運搬費	文具等 写真焼付、工事報告書  本工事以外のもの